## 令和5年第9回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和5年5月24日(水) 午前10時
- 2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室
- 3 議事日程 別紙
- 4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

髙橋 隆紀

照井 睦子

- 5 説明のため出席した職員
- (1) 教育部

教育部長 澤藤 樹史 総務課長 石川 貴洋 学校教育課長 平賀 英和 文化財課長 佐藤 康浩 学校給食センター所長 菊池 恵理子 菅野 勝文 中央図書館長 渋谷 洋祐 博物館長 鬼の館館長 小田島 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長高橋 景子生涯学習文化課長児玉 康宏スポーツ推進課長小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長高橋 昌弘子育て支援課長久保田 達夫

## 6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件、協議2件が原 案のとおり可決、承認された。

議案第13号 北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

協議第5号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

協議第6号 北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和5年第9回北上市教育委員会定例 会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。 資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧く ださい。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願い します。

教育長

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第13号「北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する 訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務 課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第13号北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げま

す。

令和5年3月に新たに高齢者部分休業制度が設けられたことに伴い、岩手県人事委員会通知に基づく県費負担職員に係る承認手続き等に関して北上市教育委員会職員服務規程を一部改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとするものであります

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますよう お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長から、「無し」との発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、協議第5号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部 を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校 教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第5号北上市児童生徒就学援助

費支給規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

国の令和5年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価が改正されたことから、就学援助費支給額を改正しようとするものであります。

この改正の施行日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

改正前60,00円であった支給額を改正後63,000円とするものとなります。

具体的には、既に支給しております令和4年度入学前支給の追加支給として、50人に3,000円を支給、また、令和5年度新中学1年生に対する支給として、4人に63,000円を支給、更には、令和5年度入学前支給として、令和5年度当初の小学6年の準要保護認定者52人に63,000円を支給する予定としております。

なお、令和5年度入学前支給対象者は、例年並みの人数となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第5号は、原案のとおり承認することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第5号は、原案のとおり 承認することに決定いたしました。 次に、協議第6号「北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校 教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議案件第6号北上市いじめ問題対 策連絡協議会委員の委嘱及び任命について、協議の理由を申し上 げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策 連絡協議会を設置しておりますが、令和5年5月31日をもって委 員全員の任期が満了することから、新たに7名の委員を委嘱する とともに、1名の委員を任命しようとするものであります。

任期は、本条例第5条により1年とし、令和5年6月1日から 令和6年5月31日までとするものであります。

今回は、鬼柳小学校教諭鈴木氏を継続して委嘱するとともに、 人事異動等により、盛岡地方法務局花巻支局長小野寺氏、北上警 察署生活安全課長獅子内氏、中部教育事務所在学青少年指導員盛 島氏、鬼柳小学校長林氏、江釣子中学校長野里氏、同教諭齋藤氏 を新たに委嘱しますが、いずれも経験、識見ともに適任と確信す るものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますよう お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第6号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

選任区分についてですが、法務局関係者から1名、警察関係者から1名、教育事務所関係者から1名、小学校生徒指導連絡協議会関係者から2名、中・高生徒指導連絡協議会関係者から2名、市の職員1名となっております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

佐藤和美委員 臨時に参集する事案はありましたでしょうか。

学校教育課長 特にありませんでした。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第6号は、原案のとおり承認することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第6号は、原案のとおり 承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時30分)